

鳥取市民会館 減免制度について

■ 令和2年10月1日より、鳥取市民会館の減免制度が新しくなりました！

対象者・利用目的	利用区分	減免対象料金	減免率
◆ 鳥取市内にある保育園・幼稚園・小学校・中学校の 幼児、児童、又は生徒が利用するとき	年1回に限り平日に行う 練習・準備・本番 のいずれか	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	100%
	練習・準備	施設利用料	75%
		設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
◆ 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学の 幼児、児童、生徒、学生が利用するとき ◆ 障がい者、要介護者が利用するとき	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%
◆ 一般が主催する行事で1階席のみ（355席） 利用するとき（1ヶ月以内の練習又は準備を含む）	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%
新しくなりました ◆ 鳥取市芸術家バンクに登録している方による文化芸術 公演など ※ 鳥取市内の文化団体協議会加盟団体は除く	練習・準備	施設利用料	75%
	本番	設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
新しくなりました ◆ 子ども・若者を対象とした文化芸術公演 ※ 公演の対象年齢は0歳から39歳までとする		練習・準備	施設利用料
	本番	50%	

【新型コロナウイルス感染症対策による減免】 (令和2年7月1日から令和3年3月31日まで)

【通常】

対象者・利用目的	利用区分	減免対象料金	減免率
◆ 鳥取市内の文化団体協議会に 加盟する団体が利用するとき ・鳥取市文化団体協議会 ・福部町文化協会 ・河原町文化協会 ・用瀬町文化団体協議会 ・佐治町文化協会 ・気高町文化協会 ・鹿野町文化団体連絡協議会 ・青谷町文化協議会	本番以前の 30日以内に行う 練習・準備	施設利用料	75%
		冷暖房利用料	50%
	上記以外の 練習・準備	冷暖房利用料	50%
	本番	施設利用料 冷暖房利用料	
	大ホール以外 の施設	施設利用料 冷暖房利用料	50%



減免率
100%
100%
100%

